

平成31年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 3 1 年 2 月 1 8 日（月曜日）

議 事 日 程（第1号）

第1 仮議席の指定について

第2 議長の選挙について

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設
常任委員会委員の選任について

追加日程第6 四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任について

追加日程第7 四万十町議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の選任について

追加日程第9 四万十町都市計画審議会委員の選任について

追加日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町
一般会計補正予算（第3号））

追加日程第11 同意第1号 監査委員の選任について

追加日程第12 議案第1号 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者
の指定について

追加日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第2まで

追加日程第1から追加日程第13まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（16名）

1 番 酒 井 祥 成 君

2 番 槇 野 章 君

3 番 林 健 三 君
 5 番 緒 方 正 綱 君
 7 番 吉 村 アツ子 君
 9 番 水 間 淳 一 君
 11番 岩 井 優之介 君
 13番 堀 本 伸 一 君
 15番 橋 本 章 央 君

4 番 古 谷 幹 夫 君
 6 番 武 田 秀 義 君
 8 番 味 元 和 義 君
 10番 中 屋 康 君
 12番 田 邊 哲 夫 君
 14番 村 井 眞 菜 君
 16番 下 元 昇 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	樋 口 寛 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清 藤 泰 彦 君	危 機 管 理 課 長	川 上 武 史 君
企 画 課 長	山 本 康 雄 君	農 林 水 産 課 長	長谷部 卓 也 君
にぎわい創出課長	植 村 有 三 君	税 務 課 長	松 田 好 文 君
町 民 課 長	細 川 理 香 君	建 設 課 長	吉 岡 孝 祐 君
健康福祉課長	野 村 和 弘 君	環 境 水 道 課 長	宮 本 彰 一 君
教 育 長	川 上 哲 男 君	教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君
生涯学習課長	林 瑞 穂 君	学 校 教 育 課 長	西 谷 典 生 君
農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君	農 業 委 員 会 会 長	林 幸 一 君
代表監査委員	田 辺 幹 男 君	総務課財政班長	津 野 博 君
大正・十和診療所事務長	川 村 裕 之 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 山 本 安 弘 君 町民生活課長 佐々木 優 子 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 竹 本 英 治 君 町民生活課長 酒 井 弘 恵 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長    宮 地 正 人 君                      次                      長    三 宮 佳 子 君  
書                      記    國 澤 みやこ 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○事務局長（宮地正人君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

私は四万十町議会事務局長の宮地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。水間淳一議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（水間淳一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました水間淳一です。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから平成31年第 1 回四万十町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めていきます。

日程に先立ちまして、町長からご挨拶したい旨の申出がっております。

これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めましておはようございます。

町議会議員選挙後の初議会であります。第 1 回四万十町議会臨時会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

新しく選ばれました議員各位をお迎えをして、謹んでこうしてご挨拶を申し上げる機会を賜りますことを、私の最も光栄とするところでございます。新しく選ばれました議員におかれましては、去る 1 月27日に執行されました四万十町議会議員選挙におきまして町民の皆さん方の信任と期待を担って、この度めでたくご当選の栄誉を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、まことにご同慶に堪えない次第でございます。

本町も平成18年の合併以来、13年が経過しようとしておりますが、今日、いまだに人口の減少と少子高齢化に歯止めがかかっていない状況であります。平成27年より取り組んでおります地方創生総合戦略の推進や、県が策定し推進しております高知県産業振興計画の推進等によりまして、我が四万十町を生活・事業活動の拠点として移住するUターン、I ターン者や、企業・創業される人たちも増加をしている状況にあります。

そうした好循環の兆しもうかがえるところでございますが、本町におきましては今後も引き続き高齢化の進行や20代、30代の人口減少、とりわけ若い女性と出生数の減少を抑制することが大きな課題となっておるところでございます。

そうした中で若者や女性に見られておりますが、便利で快適だと思われる東京などの大都市から農山漁村地域へ向かう人の流れが起こり始めております。田園回帰の現象こそが地方の価値をあらわしているというふうに思います。

外から入ってくる、帰ってくる人たちを新しく迎え入れて、新しい地域をつくっていくという取組こそが、これからの町村の姿であり、私たちの責務ではないかと考えているところでございます。

こうしたまちづくりを議員の皆様のご指導、ご提言をいただきながら進めてまいり所存でございます。もとより未熟でありますので、議員各位には何かとご迷惑をおかけすると存じますが、何とぞ温かいご理解をいただき、町民の福祉と町政発展のため格別のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

改めまして、この度、清新はつらつたる議員各位をお迎えできましたことは各般事業遂行上、非常な力強さを覚え、まことに感激に堪えません。どうか議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍くださいますようご祈念を申し上げまして、私の挨拶といたします。今後ともどうかよろしくをお願いを申し上げます。

○臨時議長（水間淳一君） これで町長のご挨拶を終わります。

~~~~~

○臨時議長（水間淳一君） 日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

なお、仮議席指定表をお手元に配付しておりますので、ごらんください。

休憩いたします。

午前9時36分 休憩

午前10時08分 再開

○臨時議長（水間淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○臨時議長（水間淳一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（水間淳一君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席1番酒井祥成君及び仮議席10番中屋康君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（水間淳一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水間淳一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（水間淳一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

○臨時議長（水間淳一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水間淳一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席1番酒井祥成君及び仮議席10番中屋康君の開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（水間淳一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

有効投票16票。

無効投票0票です。

有効投票のうち下元昇君9票、味元和義君7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、下元昇君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（水間淳一君） ただいま議長に当選されました下元昇君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

下元昇君、議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

○7番（下元昇君） 投票の結果、この度、議長に選任いただきました下元昇でございます。これから任期の2年間、議員の皆様方、そして執行部の皆様方とも公平・公正な議会運営に努めてまいりますので、どうか議員の皆様のご協力もよろしくお願い申し上げまして、私の当選のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（水間淳一君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

議長、席にお着きください。

皆様方のご協力、まことにありがとうございました。議長と交代いたします。

ここで暫時休憩いたします。10時35分まで休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い会議を進めます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第1、議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

なお、議席表を配付しております。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番榎野章君及び11番岩井優之介

君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（下元昇君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番林健三君及び12番田邊哲夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（下元昇君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名投票です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（下元昇君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（下元昇君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3 番林健三君及び12番田邊哲夫君、開票の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（下元昇君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

有効投票16票。

無効投票はありません。

有効投票のうち緒方正綱君12票、村井眞菜君 4 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、緒方正綱君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下元昇君） ただいま副議長に当選されました緒方正綱君が議場におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をします。

緒方正綱君、副議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

○5 番（緒方正綱君） 多くの議員の方々の賛同をいただきまして、副議長の任に当たらせていただきます緒方正綱でございます。立候補の際にも言いましたが、議長の補佐をして、スムーズな議会運営ができますように一生懸命頑張ってまいります。皆様のご指導、ご鞭撻、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（下元昇君） これで副議長の選挙を終わります。

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第5、四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから各常任委員会を議長より招集します。

平成31年2月18日。

各常任委員様。

四万十町議会議長。

各委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、各常任委員会を招集するから出席願います。

日時、平成31年2月18日午後1時1分。場所、総務常任委員会は委員会室第2、教育民生常任委員会は委員会室第1、産業建設常任委員会は議会図書室をお願いいたします。

各常任委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後 1 時02分 休憩

午後 1 時04分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、

報告いたします。

総務常任委員長古谷幹夫君、総務常任副委員長水間淳一君、教育民生常任委員長中屋康君、教育民生常任副委員長村井眞菜君、産業建設常任委員長槇野章君、産業建設常任副委員長武田秀義君、以上のとおりであります。

暫時休憩します。

午後 1 時05分 休憩

午後 1 時07分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第 6、四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会広報広聴常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第 1 項の規定により、ただいまから四万十町議会広報広聴常任委員会を議長より招集します。

平成31年 2 月18日。

四万十町議会広報広聴常任委員様。

四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、広報広聴常任委員会を招集するから出席願います。

日時、平成31年 2 月18日午後 1 時 8 分。場所、委員会室です。

広報広聴常任委員会開会のため、ただいまより休憩をします。

午後 1 時08分 休憩

午後 1 時10分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

広報広聴常任委員長岩井優之介君、広報広聴常任副委員長橋本章央君、以上のとおりであります。

暫時休憩します。

午後 1 時10分 休憩

午後 1 時12分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第 7、四万十町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第 1 項の規定により、ただいまから議会運営委員会を議長より招集します。

平成31年 2 月18日。

議会運営委員様。

四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、議会運営委員会を招集するから出席願います。

日時、平成31年 2 月18日午後 1 時13分。場所、委員会室にて行います。

議会運営委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後 1 時13分 休憩

午後 1 時14分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

議会運営委員長酒井祥成君、議会運営副委員長水間淳一君、以上のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第8、高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の選任についてを議題とします。

選任すべき議員の定数は2名です。

お諮りします。

選任の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員に中屋康君及び議長下元昇を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました兩名を、高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました中屋康君と議長下元昇が当選されました。

ただいま当選されました中屋康君と議長下元昇が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

中屋康君と議長下元昇の当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

○10番（中屋康君） ただいまご指名をいただきました高幡西部特別養護老人ホームの議会議員として追加されました。現在、いろいろな状況が耳に入ってきておりますし、高幡地域の老人ホームの今後の運営について、皆さんの議会を代表して誠心誠意頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（下元昇君） 同じく下元昇でございます。中屋議員同様、非常に重要な組合議員でございますので、一生懸命審議し務めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

暫時休憩します。

午後 1 時18分 休憩

午後 1 時19分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 9、四万十町都市計画審議会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第10、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第 1 項の規定により平成31年 1 月11日付で専決処分に付しま

した平成30年度四万十町一般会計補正予算（第3号）につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告すると共に、議会の承認を求めようとするものでございます。

今回、専決処分に付しました平成30年度四万十町一般会計補正予算（第3号）でございますが、さきの議会12月定例会でご審議いただきました平成30年度一般会計補正予算（第2号）の決定後におきまして、ふるさと支援寄附金、いわゆるふるさと納税で見込みを超えた寄附をいただいたことから、歳入のふるさと支援寄附金を2億4,000万円追加計上し、それに伴いまして、歳出のふるさと支援基金積立金を同額の2億4,000万円を追加計上いたしております。

また、寄附金の増額に伴いまして、寄附者への返礼品等に係る費用に不足が生じることになりましたので、歳出のふるさと納税返礼特産品代及び取扱手数料に加え、その他の経費についても精査を行いまして、1億6,000万円を追加計上し、これに合わせまして、ふるさと支援基金活用事業の見直しを行ったところでございます。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ4億円の追加計上となり、これによる累計予算額は歳入歳出それぞれ170億4,500万円となっております。

以上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、初議会で初の質問ですが、しばらく質疑ということをやっておりませんので、執行部の皆さん、こういった点も理解をしていただいて、質問をしたいというように思います。

今、町長から提案がありました。理由も分かりました。ただ、私が当選後いただいた、予算等をいただいて見てみると、当初予算ではふるさと納税の予算が、平成29年度実績から見て13億円程度は集まってくるだろうという当初予算の計上であったと思います。

それが、昨年12月の定例会で、どうも当初の13億円はほど遠いということで、12月定例会で3億4,000万円減額をしています。それは何らかの理由があったのか、私には分かりません。なぜ、あのとき3億4,000万円も減額補正をしておきながら、1月突然、11日になって、これが増える、2億4,000万円増額をする専決処分をしているのが、今の提案の

理由だと私は思います。

当然、何らかの理由があったんでしょうが、専決処分という重みがどれだけ執行部の中に浸透しておられるのか、非常に私は疑問に思いました。当然、専決処分というのはそれなりの理由があって、ここに提案理由で書いていますが、時間的な余裕がなかったというふうに書かれています。法令上は、いとまがないということで専決処分するということになっていますが、ただ時間的な余裕がなかったので専決処分をしたというのではないとは思いますが、何か専決処分を軽々に考えているのではないかなというように思っています。

そこで、今回なぜ12月で3億4,000万円も減額補正をしておきながら、1月11日にいきなり2億4,000万円の増額をする経過になったのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいし、12月の補正予算の中で、一方で寄附金は3億4,000万円減額をしておる中で、当然それに伴って特産品等の歳出も減額になることは当然であります。ただ一点分かりませんのは、企画費の中で1億100万円についてはそのまま減額もしていないというのと合わせて、当然3億4,000万円減額しましたので、これはいかんという思いでふるさと納税推進委託料550万円、12月議会で補正で計上しています。

ところが、1月では、もう既にはやこれで2億4,000万円集まったのでという思いなのかどうなのか分かりませんが、推進委託料700万円減額を今回、専決でしています。そのあたりの整合性をどう考えるのか、答弁をいただきたいと思いますが、答弁の前に、私もできるだけ専門用語を使わないように、行政用語ですね、ということを町民から頼まれました。私は質問するときもできるだけ分かりやすく質問もしてみたいと思いますし、答弁の方も是非、町民目線で町民の言葉で答弁していただきたいということをお願いして一回目の質問を終わります。

○議長（下元昇君）　にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君）　担当課長のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

まず一点目の今回専決処分に至った経過ということで、12月議会で3億4,000万円の減額をしておきながら、今回専決処分が必要になったというところでございました。

これにつきましては少しお時間をいただいてご説明させていただきたいんですが、議員からもおっしゃられましたように、平成30年度、13億円ということで寄附金を見込んでおりました。しかし、4月から8月にかけての寄附金の実績が去年の43%という落ち込みで

ございました。それで、仮にこのまま年度を経過しますと、3月議会、3月補正のほうで6億円以上の減額ということになりますので、それは他の支援基金等の活用において混乱も招くということで、12月議会の中でできるだけ一定限、減額措置を考えたところでございます。

算定におきましては、9月から、ふるさと納税の協議会というところがありまして、そこで企画展の提案、またその取組があつて、一定限、寄附金は増えるだろうという見込みもしておりましたが、若干の、昨年との同様の寄附金額を計上させていただいて、それで見合った金額が9億6,000万円ということで計上させていただきました。

しかし、実際に、この12月補正予算につきましては10月の後半にかけて査定をしてきたところでございますが、その時点では9億6,000万円ということで何とかそれを寄附金で実績としたいということで計上させていただいたところでございましたが、11月、12月の寄附金が6億円を上回るような寄附をいただきまして、実際12月末の寄附金実績で11億1,000万円余りの寄附金ということになっておりまして、実際問題、寄附金が9億6,000万円から11億円という実績になった関係で、返礼品のお支払い、12月分の返礼品、またポータルサイトの手数料、そういうものが現行の予算では支払不可能となりましたので、今年1月11日付をもって専決処分をさせていただいて、支払を済ませたというところでございます。

二番目にご質問をいただきました委託料の関係でございます。これにつきましては、議員のおっしゃられますように、12月議会で700万円余りの委託料を計上させていただきました。これにつきましては、当初、計画のなかった協議会の作業部会というところに委託をしていくということで変更になりましたので、その分はその分で12月の議会で計上させていただきました。

しかし、既設であります、そもそものふるさと納税委託料の分、コンサルティング会社に委託したりする部分につきまして、今回精査をさせていただきまして、専決処分の中で補正対応させていただいたという理由でございます。

納税手数料の位置付けにつきましては、これは内容的にはポータルサイト、ふるさとチョイスでありますとか、そういうところに、寄附をされる方がそちらを利用して四万十町に収納がありますので、その中で手数料を、寄附金の10%までで、そういうポータルサイトの会社にお支払していますので、その部分の金額でございます。寄附金額が増額になったことでその手数料も増額になったという形でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 質問をさせていただいた上にと考えていましたけども、まずは私のほうから専決処分に対する考え方を述べさせてもらいたいと思います。

議員指摘のとおり、ある意味、専決処分というのは本来私どもが与えられた権利ではございますけれども、やはり本来、補正予算等々については議決を受けてから執行するというのが基本原則でございます。

ただ、緊急やむなし、今、担当課長のほうからご説明させていただきましたけれども、やはりこういった支払が不能になるような状況が想定されましたので、緊急やむなしということで今回、専決処分を実施させていただきました。

本当にこの専決処分というのはもう緊急やむなしという状況しか想定しておりませんので、今後は、今ご指摘いただいた点も含めてしっかりと精査しながら対応していきたいと考えております。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） およそ理解をすることができました。

ただ、今の答弁の中で、この10月の補正予算の編成の中で9億6,000万円ほどが1月の段階で決算をするまでで6億円余り増えてきた、増額された、実績が上がってきたという答弁をいただいていたわけですが、その43%、昨年度比で、この時点で減額、12月したと、それが急遽、12月を迎えて、寄附金が増額に転じたという答弁でしたが、その理由がもうちょっと分かりませんが、もうちょっとかみ砕いて、どういう原因でこれだけ増える原因になったのか。その宣伝効果があったのか。そこら辺の、当然、国とのいろいろな返礼に伴う総務省の厳しい指摘もあったわけですね、全国の返礼の率があまりにも高すぎる自治体もあったらうし、そういった中で本町にとっては12月補正、3億4,000万円したけれども、急に増えたという原因はどこらにあったのか。どう分析をされているのか、ですが、当初の13億円に見合うた寄附金が集まる可能性があるという見込みなのかどうか、いかがなものでしょうか。二回目の質問を終わります。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

寄附金額が増えた原因ということでご質問をいただいたと思いますが、先ほど申しましたように4月から8月にかけて前年比43%ということで推移しておりました。そういう関

係もあって、ふるさと納税の推進協議会という組織の事業者のほうから、一定限、四万十町の返礼品のPRを兼ねて感謝祭をやりたいという提案がありました。四万十町の場合、あくまでも返礼率は3割なんですけれども、3割で行って、事業者の方が頑張っていて、その品物を多くしたり、そういう形で9月、10月、11月、12月と、そういう感謝祭をしてきました。その効果が出た結果、寄附金額が上がったという形でございます。

そういう形でもって、議員のほうから総務省の関係というお話もされておりましたが、四万十町の場合はもう返礼率は今年、今年度3割に直しまして、もちろん地場産品という形で取り組んでおりますので、その辺の問題はないと思いますが、感謝祭という形の中で9月から4か月間限定で取り組んできた成果が出てきたというところでございます。

以上です。

○12番（田邊哲夫君） 分かりました。以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度四万十町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第11、同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、堀本伸一君の除斥を求めます。

〔13番堀本伸一君 退場〕

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第1号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員につきまして堀本伸一議員を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより同意第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第1号監査委員の選任についてを採決します。

堀本伸一君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。よって、堀本伸一君を選任する件は、これに同意することに決定しました。

堀本伸一君の除斥を解きます。

〔13番堀本伸一君 着席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第12、議案第1号四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第1号四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」は、恵まれた自然環境の中で家族や小グループが楽しめる観光、レクリエーションの場を確保し、町民の健康づくり及び福祉の増進を図ると共に観光の振興に資することを目的に設置したものでございます。

本施設は平成26年4月1日から現在まで株式会社エコロジー四万十が指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了いたします。このため引き続き指定管理者による管理を行うこととし、今回、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募いたしましたところ、3者からの応募がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施いたしました。

その結果、候補者としてJPTツアーズジャパン株式会社を選定いたしましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番林健三君。

○3番（林健三君） この件についてちょっとお尋ねしたいと思います。

まず最初に、全体会でも聞きましたが、この中で審査の採点が、プレゼンテーションの関係ですけど、6名が行ったと言っておりましたが、その6名、構わなければ実名、名前を言っていただきたいと思うことと、それから私の聞いたところでは、A、B、Cと3者が公募しているわけですね。その2者、AとBは地元の企業の団体が公募しているわけです。その中で、A者でしたか、時間的に2分ぐらい遅れたという話があって公募から外されたという話も聞いております。本人に聞きますと、電話はしたけど、その2分が認められなかったというような話を聞いております。

それと、この中に、説明書の中にある、公の施設の効用を最大限に発揮するものであると、A、B、Cとありますが、ランク付けでAが89点、そしてBが79点、C、これはJPT

ですかね、ジャパンという会社と思いますが、それがこのAがここでは得票数が89点と僅かながらリードしていると思います。

それと、私は、執行部からいつも聞いていることは、地元の企業を優先するのであると、いつも執行部は言っておりますが、何でこの2者を選定できなかったか。たった2分ぐらい遅れただけで、地元、その有志いうて、今までやっていた人間も地元の人間です。何で選定できなかったか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） まず選定委員の6名について、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

選定委員は6名のうち3名が有識者という外部のほうの委員でございまして、1人は県職員、高幡地域地域本部の地域産業政策監をされております森田健嗣氏、それで、もう1人が奥四万十観光協議会事務局長であります徳弘泰雄氏という方、もう1名が高知銀行窪川支店支店長の門舛俊也氏という方の3名になります。

選任理由も合わせてご説明させていただきたいというふうに思いますが、森田氏は、高知県が職員を地域支援員として派遣する高幡地域本部の責任者でありまして、観光分野を含めた幅広い見識による意見が期待ができるということで選任をさせていただいております。

次に、徳弘氏についてですが、徳弘氏は奥四万十観光協議会事務局長として民間より派遣された方ございまして、同協議会は奥四万十地域全体全域の観光について精通をされており、四万十町だけではない他団体の観光施設と比較した意見が期待ができるということで選任をさせていただいております。

最後に、門舛氏は、現在、本町と地域再生活活性化支援に関する連携協力協定を締結をしている金融機関であります高知銀行窪川支店の支店長でございまして、会計管理に精通をされていることから、会計面において幅広いアドバイスが期待できるというふうなことで、外部委員はこの3名で、あと内部委員として、副町長と私清藤と山本大正地域振興局長のほうで委員として選任をしております。

続きまして、2分遅れてということなんですけど、一回目の公募時のときに、町内の1者が締切り時間を2分遅れたということで不受理となったということは、これは事実でございます。

この1者の申請について、これを受理をし、審査の結果、候補者として選定したという

こととなりますと著しく公平性を欠いておるということと判断されて、後になって、遅れたのに候補者に選定されたというふうなことになりますと、町への信頼を欠く行為となるというふうな判断から、僅か2分でありましても厳正に対処させていただいたというふうなこととなっております。

地元優先ということにつきましては、おっしゃられたように、町としては地元優先というふうなことをスタンスとしてやっておるところでございますが、今回一回目の公募におきましては、地元四万十町に住所または事業所を有する団体というふうに地元を優先して募集をかけたところでございます。

ただ、申込み期限内に1者も出てこないというふうなことがございまして、二回目につきましては要件を緩和したということで、募集地域のほうを四万十町から高幡広域圏内というふうに広げて募集をしたところ、おっしゃるとおり町外から1件、町内から2件の募集があったということになります。

議員がおっしゃられましたように、公の施設の効用を最大限に発揮するものであることが、このA団体、このA団体が2位の大正まちづくり会というところになりますが、確かにこの分野については大正まちづくり会のほうがこの3団体の中でトップになっておりますが、条例のほうで、審査につきましては、条例の第4条で、町長等は次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を候補者として選定するというふうなことでございまして、その内容につきましては、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。二点目として、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること、これがさっき議員が言われた部分になります。公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること、公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあるということ、その他町長等が別に定める事項ということとなっております、審査というのは総合的に行うというふうなことになります、審査の段階におきまして、この中の一点だけを特別に加点をすとか、そちらのほうに重点を置いてやるとかいうふうなことではなくて、総合的に判断するということで、その一部の部分については確かにそういったこととはなっておりますけど、総合的に審査をした結果、審査員のほうで誠心誠意取り組んで審査をした点数の合計がこのJPTのほうが高くなったということで、今回の選定に至ったということになります。

長くなりましてすみません。そういうことです。

○議長（下元昇君） 3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 今、課長のほうから説明がありましたが、この6名についてはよく分かりました、選定の。

それで、執行部に、これはもう一点課長によろしく聞いちゃいかんと思われまふ。その2分遅れたと、このA社の場合。電話をしたと本人は言っていますが、その電話をして、受理は多分していると思うがやけど、それで遅れるということ言ううちゅうにもかかわらず、選定から外されたというような話も聞いていますよ、私は。電話があつたかないか。それもちゃんと言ってもらいたい。

そして、課長らが言っているのは、地元企業の優先ですよ。2者。ここだけ公の施設の効用を最大限に發揮するところがこのまちづくりの辺が僅かながら、ちょっと点数が高いがですよ。ほんで、じゃあ総合的に言うたら401点と422点と、かなりの差はあるかもしれんけど、いつも執行部が言っている地元企業を優先するとかいうようなところは全然その辺がうたわれてないじゃですか。多少なりとも、私はこの2者が名乗りでちゅうということは、ある程度の県外の人間とるがやったら、その辺最大限にやらせて、5か年の計画で指定管理するような段取りと思いますが、その辺できなかつたんですか。私、ちょっと腑に落ちんところがたくさん、この問題については、いつも執行部の言う話と全然違うような話が伝わってくるような感じですが、地元優先、地元の企業を優先するとかいう話ばかりしていますけど、その辺もう一回お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 全体枠の中からお答えしたいと思います。

地元優先という表現でございますけれども、やはり私としたら、当然この指定管理業務に着手する前に、選考過程に帰着する前に、まずは地元でやろうよということで指示をしたところです。先ほど来、2分、2分と申しますけれども、やはり期日というものは、時間、分まで、やはり私は守るべきだ、遵守するべきだと考えておりますので、電話があつたかなかつたかはこれは別にして、提出期限というのはそういうふうに私自身、やっぱり時間を守っていただいて、提出された案件については審査をしていくというようなスタンスで行きたいと思ひます。

ですから、私もその後々、後から話を聞きましたけども、やはり特に我々が行政執行する中でそういった期限というのを守らなければいけないということでやつたところです。

それに加えて、第二回目においては、同じ要件では次にまた審査できませんので、一

定、高幡域に広げてやっていただくと。その中でまた地元2者が加わって、さらには事業所が高幡地域にある業者が加わって、審査をして、結果としてこういうことに至ったということは、私はこれが全てだと考えておりまして、非常に、さきの議会でもご指摘いただいた、行政外の選考委員、そういった者を加えてしっかり審査をしておるということは、私は本当に間違っていないというふうに思いますので、提出期限を過ぎたことについてもご理解いただいて、結果を尊重していただければというふうに思います。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） つけ加えさせて言わせていただきます。

2分遅れた経緯、電話があったことに関してですが、確かに電話が提出前にありましたが、その時点では、時間内にお越しく下さいということを申し上げて、それからのことになりますので、2分遅れたにしても、受付はできないということを事前には申し上げておりました。

以上です。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 分かりました。

もう一点、この6人の者が審査をしたという、その中で執行部3人おるわけですね。副町長、総務課長と。今、分かりましたが、その中で、宿泊客が季節的に段差があるわけですよ、ウェル花夢は。ほんで、その中で公共の場合というとあれですけど、江師にあるハウス、今はもう休業中かもしれませんが。それと温泉、これは個人の持ち物ですので、江師大正温泉は。そういう、この場で6名の中の、言う執行部は大体分かっておると思いますが、その話がなかったがですか。その施設を利用するというような話を、ちょっと聞かせていただけたらいいんですが。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 近隣他団体の活用はなかったのかというふうなご質問であったというふうにと思いますが、大正温泉、あるいは江師の施設ですが、それらとの活用とか連携等の提案につきましては、募集要項の中で提案を求めています。原則、指定管理者の募集においては、特定業者との連携等を求めることはしていません。したがって、地域の特定業者との連携を図っていききたい旨の提案をしていただくことは自由でございますけど、こちらのほうからそういった部分についての提案は求めてはいないということになります。

それで、そういった提案もあったのではないかという話でございますが、大正温泉等の活用、連携を提案したという団体もございました。それらの内容については審査の中で点数に反映をされているというふうに考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

8 番味元和義君。

○8 番（味元和義君） 私も地元大正ということで、二、三聞かせてもらいたいと思います。

この審査方法、そして2分遅れたときの厳しいあれ、こういうのは十分理解できます。やはり決まったことは守っていくというルールですので。

だけど、私が一番危惧するというか、やっぱり地元においてこの代表である市川氏、この方は非常に熱心です。役場を退職して商工会の事務局と、それからボランティアの結と、こののを立ち上げて、本当に地域のために一生懸命汗をかいております。その姿を見ていろいろと、これを提出するにあたって、私たちに熱き思いを語ってくれました。

そういうところを考えて、林議員も言いましたが、やはり地元というのを活かす、こういうところにもう少し配慮してもらいたかったと。特にここは江師・小石地区の避難場所でもあります。そういうときには、やはり地元をよく分かっているところがやるのが一番良いと私は思っておりますし、それからこの点数をとるときにも、公の施設の管理を安定して行う人員とか資産その他の経営の規模及び能力を有している、または確保できる見込みがあることというのが一番ポイント的にC者が大きい点数をとっております。ここで10ポイント差ができております。

こういうのはやはり企業的な感覚でやるところに、新しく会社を立ち上げてやる方はなかなか太刀打ちできません。点数だけで行けば。そういうことを考慮して、ここの中にその他町長等が別に定める事項という中でC者が3ポイントと、プラスになっております。この町長等が別に定める事項という中で、どういう町長の判断でやるのかどうかも分かりませんが、やはり今まで地元で汗をかいた代表、こういうところにもう少し配慮するべきではなかったかと私は思っております。

そして、町長は常々、人材育成ということを言われております。やはり、こういう500万円の資金を集めて会社を立ち上げて地元のためにやろうという熱き思い、こういうところをもう少し配慮しなければいけないと私は思っております。

それと、議会としては、二元代表制ですので、ここで私たちは質疑をして、気に入らなければ反対討論もやらせてもらいたいと思っておりましたが、その町長等が別に定める事項というところのプラス3というのは、A者、C者を比べて、これは地元の代表である市川氏のやっている会社、大正まちづくり会という今までの実績とかボランティア、こういうところはどうか評価してこの点数が出たかをお聞かせください。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 8番議員から、今回、A者からの提案、また地元への配慮という視点での質問です。

議員の皆様には全員協議会のときにそれぞれの申請書類をお渡しをしております。このA者というのはヤイロチョウの部分での連携でありますとか、それから当然先ほど出ておりました、地元の大正温泉との協力、非常に四万十川を活かした体験型のウェル花夢をこれから拡充をしていくということで、審査員も非常に一定関心も示したところであります。

総務課長の答弁と重複をいたしますけれども、お手元にお配りをしております審査結果がおりかと思えます。それぞれ、利用者の平等なサービスという項目では30点、ここが一番大きい30点となっています。

それから、先ほど来議論になっております、公の施設の効用を最大限に発揮をするというところで、ここに町内の雇用でありますとか地域の連携、そういった部分で、このA者については高い評価を得たところであります。

三点目が経費の節減という項目で、ここは20点の配分にしております。

それから四番目が人員配置ということで、こちらは20点の配分。

それで、その他町長の項目が10点ということでもありますけれども、今回の審査に当たっては、この10点の項目につきましては個人情報といった部分を一定考慮をしております。

その中で、確かに4項目の公の施設を安定して行う人員体制、ここにおいては、C者におきましては、四万十源流の里という施設がありますが、こちらを2年前だったと思えますけれども指定管理者として受けております。それまでは大体1,700人の利用でありましたけれども、これを3,300人に利用を増やしております。

特徴的な提案というのは、やはりいわゆる予約、インターネットを使って、例えば楽天トラベルであるとか、るるぶとかJTB、そういったところと提携をしておりますので、どんどんとネット上でその施設の宣伝をしていくという、非常にすばらしいと言いますか、

先進的な技術を有しておりました。そういったことによって、先ほど言いましたように利用客が大幅に増加をしたというところを各審査員も評価をしたというふうに思いますし、併せて、最近では非常に外国の方も高知県内でも増えてきました。この四万十源流の里では、その利用者の約15%が欧米の方の利用です。そういった実績もあるというところで、議員のご指摘のあったここで点差も開いたというふうに推察もするところでもあります。

いずれにしても、今回、これまで議会の中でも様々な審査のあり方についてはご指摘を受けまして、民間から有識者ということで3名、それぞれ公平性を基本に審査をした結果でありますので、何とぞ議員の皆様にはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもちょうとご説明をさせていただきたいと思います。

先ほど来、ちょっと繰り返しますけども、第1次募集、それは町内でやっておりますし、それは、理由を申し上げるならば、やはり地元優先、育成という観点からの対応でございました。

ただ2次募集におきましては、やはり高幡に広げたということもあって、さらにその中で地元優先というような評定等については個人ではやった方もおると思います。選考委員の中にはそういう配慮もした方もおるとは思います。ただ、そういった公平性を担保するという観点では、そういった指導もできませんし、評定そのものが結果であるというふうに認識しております。

ですから、やはり1次募集の段階でこういったことがしっかり整っておれば、こういったことにはなっていないというのが結果だと思いますので、やはり、そういった観点、全く地元優先を否定しておるわけではありませんし、逆に地元をしっかりまずはやってみよう、そしてその次にそういったことが整わなかったので2次募集でやったと。

ただ選考委員においては、従来からの指定管理の取組の中でご指摘いただきました、外部委員を入れるということですので、そういったところを見たときにはやはり公平な評価が適当だろうと、この結果が適当だろうということで考えております。

ですから、是非、この指定管理というのは非常に、そういった様々な視点からご意見ありますけども、やはり我々としたら、公平・公正に、また町民の施設でございますので、やはり効率的に使うという観点からも必要だと思いますので、是非この辺の評定も含め

て、総合的な評点も含めてご同意をいただければと、ご承認いただければというふうに考えております。

○議長（下元昇君） 8 番味元和義君。

○8 番（味元和義君） 執行部の言うことはよく理解できます。時間に遅れたことに対して、公正・公平に取り扱ったこと。そして、二回目は広域にしてルールを決めて審査したと。自分としてはいつも言うことですが、一番危惧するのは、一生懸命地元の人が手を挙げて、これ、ウェル花夢を今までやっていました。運営が非常に厳しいということで引いた。その後へ手を挙げるというのは、よっぽどの覚悟がなければ手を挙げられないと。その中において、何とかしようという意気込みが、この手を挙げた中にあります。

そういうことにおいて、やはり執行部としてルールをしっかり守ってやってきたことに対しては何ら言いませんが、今後、こういうところで大手と戦って、これは企業というのはもう利益優先で来ますので、必ずや地域とのあつれき、こういうものが起こると私は思っております。企業は皆さんが考えるより利益が第一と、当然そこを考えてきます。

だけどまちづくりで汗をかくというのは、地域と一緒にやってここを何とかしようという、こういう気持ちが表に出ます。こういうことを考えて、もしここで大きな企業とやって、地元の企業が2 者とも落ちるということになれば、今後、こういうふうに本当に手を挙げるだろうかという、私は心配もしております。

このこともやはり、地元でそのウェル花夢の運営、そして地元でやっている企業、この人たちを見た上は、どうしても納得いかない、何とかやらせてやりたいという気持ちで支持をしておりますが、本当にルールでやるからということになれば、ほとんど地元はなかなか手を挙げて難しいと。資金力、それから人員確保、こういうことはやっぱりいつもやっている、こういう3 者を既に運営している会社と、初めてやる場所という構図から考えても、非常に、ただルールだけでやるということになれば厳しい。そうでなくて、公の場であり、皆さんの税金を使うということから考えて、やはり地元で手を挙げた方に私は何とか方法があればやらせてもらいたいという気持ちです。

執行部もそうかも分かりませんが、何か執行部の答弁を聞くと、ルールに従ってやったから、公正・公平にやったからというところだけが来て、何か気持ちというか、本当に地元で頑張りゆう人にやらそうという気持ちがあまり伝わってこないと私は思っておりますが、その辺で、もし答弁があれば。もう質疑はここで終わって、次は討論のときに自分の考えをまた言わせてもらいます。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員の本当にご指摘の点についてはよく私も理解ができます。

ただ、やはり我々、議員もそうですけども、一つのこういった行政を執行する立場、または監視する立場においては、第1次の募集においてはそういうことが言えたかもしれませんが、やはり第1次募集で本来地元優先ということでやったというのは、私は地元優先の最たるものだというふうに自分自身は感じておりますし、本来でしたら、私はもう広げろと、例えば県内、県外、広げたらいいんですよということを2次募集のときに現場に協議をさせたところですけども、やはりなるべく地域に近いところでやりたいというような選考委員の副町長の意見もあって、やはりそれであれば高幡でやっぱりやっていきたいと思います、同じところで同じ範囲ではやれない、もう一回募集をかけられませんので、そういった意味で指示をしたところです。

結果として、本当に、このそれぞれ申請していただいた団体、個人も含めて、本当に意欲がある、地元の実績もある方だとは私も十分に承知をしております。議員も同等、承知しているものと思いますが、やはりただルールというのではなくて、やはりそれぞれの手続が段階段階にありますので、それは公人として我々はしっかり認識をしてやっていくべきではないかというようなご意見をさせていただいた、ご回答をさせていただきましたので、単にルールだけが先行するというものではないですので、そこはご理解いただきたいと思います。

それで、今後、この指定管理については、さきの議会でもいろいろありました。非常に自分自身も理解できないところもはっきり申し上げましたが、やはり育成という段階では公募によらない指定管理者を選ぶべきだろうと思います。

ですから、今回は平成26年から指定管理として出しておりましたので、これを今更ながらに公募をしないというような取組はできませんでしたので、今回は公募に至ったところ です。ですから、我々としては決して指定管理者が全て公募とは考えておりませんし、育成することも必要だろうと思いますので、それはそのときに、その都度応じて、また議員の皆さん方に全員協議会なり様々なところでご説明をさせていただいて取り組んでいきたい と思いますので、その辺のご理解をいただければと、そういうように思います。

今回については、本当に地元がとっていただければ非常に私ももっともっと安心もしたところですけども、非常に残念な結果になったということは、地元の首長として結果的に残念だったというところは一部ありますけども、公的な公の施設を管理するという、町民

全体の財産としては非常に評価の高いところが決定したということは、一町民としてはそういった視点もあるのかなというふうに考えておりますので、その辺のご理解もいただければと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありますか。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） この件に関して質疑をさせていただきます。

先だっの説明の中では、老朽化した修繕箇所、これについては決定後、協議の上、決定をしていく、直していくという説明を受けておりますが、予算規模、それも分からずにこういう業者決定の後に協議して決めていくのか。本来なら、しっかりと修繕をし、この施設でやってくださいというところから始まらないと、今後の、どれだけ金がかかるか、どれだけ財源を使うかというところが見えない部分で始まっていると思いますが、その点について答弁を願います。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 修繕の関係についてお答えします。

このキャンプ場につきましては、たびたび大きな修繕とかをやってきておりまして、現在の段階では、ケビンについての危険箇所、そういったところについて予算化をしていく予定にあります。

ただ全体的に修繕が必要かどうかというところは、これまで前指定管理者と協議してきた中で、新たに改善はしていただきたいというような案はありましたが、修繕に関しては大きな修繕としては上がってきておりませんでしたので、先ほども言ったように、緊急性、危険なところ、そういったところに関しては早急な修繕を入れていく予定にしております。

以上です。

○議長（下元昇君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） しかし、そう言いながらも協議の上、決定をしていく。また新たに決まった企業と協議をするんですよ。その上でどれだけのところを直さないかんという要望が出てくるか分からない。このような状況で認めていくわけには私はいかないと思います。仮に、これ、修繕する場合に財源は何を使いますか。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） これからの協議という部分ですが、先ほども言いましたけど、協議はこれまでの指定管理者と協議をしております、修繕に関してはその都度やってきた経緯がありますので、新たな修繕という部分では一定の歯止め、そういった歯止めもかけんといかないというところで協議をしてみたいです。

ほかに、協定等がこれから結ばれていく中で、その中にもそういった内容を盛り込んでいく予定でございます。

修繕についての財源ですが、この修繕に関しては一般財源となっていきます。

以上です。

○議長（下元昇君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 多分、一般財源であろうと私も感じております。

これは、しかし、四万十町の業者の場合に一般財源を使って修繕をしていく。その上は何ら異論はございません。しかし、利益が出た場合にも県外へ吸い上げていく、この会社に対して、運営上の、より良くするために修繕をしたりするのに町民からいただいた、あるいは国民からいただいた税金を投入するのはいかなものかと、その視点で物を言っております。もう一度、この財源、多分小さな修繕については、今、新しい、決まった会社がやるでしょうけれども、ある程度大きくなった場合には町が見るというような約束になっているのではないかと思います、その辺も含めて、もう一度答弁願います。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 修繕の部分ではリスク分担というものが基本協定のほうで結ばれるような形になっておりまして、この中でその責任の分担というものがございます。小修繕については、これまでも20万円以下の部分においては協議の上、受諾者のほうが修繕をしていくというふうな形をとっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうから若干補足をさせていただきたいと思います。

ウェル花夢の修繕につきましては、3月の補正予算で一定、本会議場でも、施設のすき間であるとか、そういった課題があるという指摘を受けて、補正予算の提案の中で対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、今回提案をしておりますJPTから施設に対しての、そういった修繕系の提案はありません。あくまでもウェル花夢の自然環境を生かして一定、電力にも頼らない、滞

在の良さ、そういったことをアピールをしていきたいといった提案がございましたので、今回の指定管理者候補は大きな修繕、大規模改修、そういった協議にはなっておりません。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、だんだん質問がありますが、若干私も質問をしてみたいと思います。

町長、この施設は旧大正町時代、平成6年に国の補助事業を導入して大正地区にある江師地区でオートキャンプ場として設置をされて以来、25年目を迎える施設です。当然、旧大正町から四万十町へ引き継がれて、現在、中尾町長のもとで施設の管理運営を今はエコロジー四万十株式会社に指定管理で委託をしているというのが今の状況です。

町長として、あのオートキャンプ場、今後どうしていきたいのか。当然、設置目的も町にはうたわれています。現在の町長はあのオートキャンプ場、どのような施設として今後指定管理さす場合でも、あのキャンプ場をどう思い、今後、指定管理をするならば指定管理者にそのことを伝えないと、ただどうぞということにはならん施設であろうというふうには私は思いますが、その点、町長としてあの施設を今後どう活かしてもらいたいのかという思いがあればお伺いをしてみたいと、まず思うわけです。

それで、今回の管理運営、指定管理について、私自身、いろんな議論が今まであったかと思いますが、私、初めてですので、詳しく聞かないと分かんわけですが、管理の募集要項をいただきました。その中で、申請資格というものがございます。それはどういう条件か。次の事項の全ての要件を満たすことが必要であるということで、資料をいただきましたので、私には分かります。一般の町民は分かりませんので、私なりに説明をさせてもらいます。

法人その他の団体であること。法人とは株式会社、NPO及びその他の任意の団体等組織の形態は問わないが、個人での申請はできないものとするというのが第1条件。

第2の要件。高幡広域圏内、四万十町、津野町、梶原町、中土佐町、須崎市に代表者の住所または事業所を有する団体等であること。その下はいろんなこんな人は資格がありませんよという条項ですが、二つ大きな条件が加わっています。

今回の三つのA、B、Cの業者は、一つは高幡広域圏内にある、やはり四万十町に住所を有している方が2業者、高幡広域圏内には代表者の住所はないが、と私の認識ですね、

事業所がある業者が1件だと私は認識をして説明をしますので、間違っていれば訂正をしてください。

その中で、今回、町長が指定管理をさせようとする会社、会社名は、これも横文字です、JPTツアーズジャパン株式会社です。本社はどこにあるのか。オーストラリアの本社と日本本社が二つあります。オーストラリア本社と日本の本社があつて、日本の本社は愛媛県に本社があります。今、じゃあこの会社がどういう仕事をしているのか。高知県の四万十源流の里、中土佐町で指定管理を受けて今管理運営をしています。もう一点は高知県の仁淀川町で秋葉の宿という、指定管理でしょう、これも。二つの指定管理を受けて事業をやっています。

そこで私がお聞きしたいのは、条件の二つ目の中で、恐らくこの会社はこの高幡広域圏内で事業所を有しているというふうに思います、この書き方であれば。それで、資格を有することになったんでしょう。そこで聞きたいのは、事業所とは何ぞやということが私、気になりました。

一般的な認識、皆さん、それぞれ事業所というのはどういうイメージかは分かると思いますが、町長、事業所とは何ぞやというときに、私が思う思わんではありませんので、町長として正式に事業所としたものはどういったものを町として捉えて、この資格があるJPTツアーズジャパンに申し込みをさせたのか。その点、答弁をいただきたいと思います。

それと、町長も先ほど答弁の中で言われましたけども、町の施設は四万十町公の施設に関する指定管理者の指定手続に関する条例があります。平成18年3月2日条例第52号で設定しています。その中で、公の施設は公募によるものと公募によらない二つの指定ができます。町長は答弁の中で一回目は公募による、町指定の、町優先の業者を公募したけども時間の都合でできなかったと。第二回目になると、そういう町内の業者ではいけないので公募をかけたという、私の認識ですので、二回目はいわゆるこの二つの条件に資格を有する者の中から選定をし、審査をし、結果、こういうふうにJPTツアーズジャパンを指名したいということで議会に投げかけられました。

なぜ、最初から、町長、10年前からエコロジー四万十株式会社がその運営をしています。5年前に、私忘れましたが、エコロジー四万十株式会社に公募によらない方法で指定したのではないかと記憶されています。今回はなぜ、そういう意味で、公募によらない方法をとらなかったのかどうなのか。その点もお聞きをし、一回目の質問を終わりたいと思

います。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） まず冒頭一つ目の質問でございますけども、このオートキャンプ場ウェル花夢については、非常に私としたら、町内でも良い、例えば滞在型においても様々な地元の活用においても良い施設だというふう理解をしておるところです。非常に地域の資産としては資産価値が高いというふうに思っていますし、活用する方法もあると思います。

それで、平成26年の、これ、ちょっと振り返りますと、エコロジー四万十株式会社の代表とお会いさせていただきました。ちょうど選挙前でございます、様々な事業調査ということで訪れていただいて話をしましたが、やはり活用の方法は様々な私自身もあると思います。

それで、そのときに、やはり周年いっぱいにならんと、時期によっては期間を限定で貸したり、そういったことを提案してみたらどうですかというお話もさせていただきました。それで、やはりそれは条例等々もありますので、様々ないろんな条件も緩和せないかんですけども、なかなか冬場とかが少ないと、寒いし。様々なそういったご意見もありましたので、是非それは町部局と協議をして、本来の補助金の目的に合致した範囲内であれば是非そういった活用もいかなものなのでしょうねという話もしましたが、その後、私がちょうど平成26年4月からこの任に当たらせていただいて、内部でも、そういった時期に、使いやすい、例えば滞在型ができるような、月の利用料であるとか、そういったことも定めることもできないことはないので、条例等々精査をしながら取り組んではどうかなという話もさせていただきましたが、今の、現指定管理者がそういった動きをなかなかつけれなかったのもので、今回そういったことを含めて、今は現場のほうでは協議をしておるところです。

今後、この施設をどう使うかということでございますけれども、やはり当然ここに書いてありますように、遠くから来た観光客の方、グループの方、特に、車で来られた方が滞在できる本当に素晴らしい施設でございますので、そういった補助事業の目的どおりに使っていく。さらには、先だってちょっと内部で協議させていただきましたが、地域の子供たち、保護者、そして学校、クラブ、そういったところの活用も含めて、今回そういった仕掛けもしていきたいと考えております。

さらには、地域と都市部との交流、そういったことも含めて、非常にそういう使い勝手

のいい施設だというふうに自分自身は認識しておりますので、やはり今後はそういった使い方をしていけばどうかなというふうに考えておりますので、これはまた所管する局のほうとも、また学校教育、教育委員会のほうともそういった協議をして、このオートキャンプ場をステージとして様々な取組をしていきたいと考えております。

事業所とはというお問い合わせでございますけれども、これはいろいろ基礎知識の中であると思いますが、私の今、質問の中でお答えする範囲内でお答えしますが、やはり事業所とはという要件はあくまで全く知らない見えもしない会社を、選考する事業者としては認定しないよということだと自分自身は認識しました。

やはり地域で事業活動ができる。さらには施設を運営する様々なことが私たちが確認できる範囲内の事業所ということでございますので、そういった地域で、やはりこういった運営をしっかりとしておく。さらには様々な事業活動が、私たちを確認できる範囲内で設置しておく、さらには活動しておる事業所というような認識で今のところおります。

ですから、いろいろなお考えがあるかもしれませんが、そういう視点で住所、あるいはそういったことの要件というのはあくまで私たちが確認できる範囲内において事業活動を行っておる事業所というような認識でおります。

また何かありましたらお答えさせてもらいたいと思いますけれども、よろしく願います。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） それでは、私のほうからはまず事業所についてでございますが、この事業所については顧問弁護士のほうから見解をいただいておりますので、そちらのほうでご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、住所を有するということは、ここにある住所とは本社の所在地や申請者の住所となるということで、主たる営業所の記載も登記簿にないため、議員おっしゃられましたとおり、今回のケースは該当いたしません。

次に、事業所を有する団体ということになりますが、事業所についての明確な定義はないということです。そのため、会社の実態等を現地確認したり、そういったようなあらゆる方法で確認をして判断をした上で、これは実態があるものということになりますと、事業所があるというふうに認めて構わないというふうな見解でございました。

続きまして、公募と公募によらないということのご質問でございましたが、今回のウェル花夢につきましては一回目も二回目も公募で行っております。

ちょっと説明が長くなりまして恐縮なんです、四万十町におきましては公募によらない施設というのを一定ルールを定めておりまして、簡単に申しますと、公募に対する申請がないとか、それから地域住民や地域住民で組織される団体が管理する、集会所みたいな施設。次に、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設、いわゆる福祉施設といったのがこれに当たると思います。法人等の設立目的とその設置目的等が密接不可分である施設ということで、その施設の設立と同時に法人も設立した場合といったようなのがこれに当たります。

あと、最後に一つ、施設のあり方について検討中の施設や、近々廃止をしようとする施設については、これは公募によらず指定管理者を選定するというふうなこととなっています。

今回のウェル花夢、それ以外の施設につきましては原則公募をするということで、これまでの議会等でも何度かご説明をさせていただいたところですが、現在四万十町で指定管理者制度を適用している公の施設というのは49あります。その中で公募施設というのが五つです。その五つにつきましては、旧都築邸、それから大正のであいの里です。それからウェル花夢、それから昭和にありますふるさと交流センター、それから十和川口にありますが総合交流拠点施設、この五つになります。

基本的にこういった施設は収益性が出るという施設になりまして、公益性が高いというのは一定、公募によらないという施設になっておりますけど、今言った五つにつきましては、総務常任委員会のほうの説明も経て、現在公募施設というふうな形で取扱いをさせていただいております。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 町長のウェル花夢に対する思いは十分伝わりませんでした。というのは、町長、私が言いたいのは、総務課長にも後で苦言を呈しますが、この施設は営業目的の施設ではありませんよ。要旨、分かると思いますが、何のためにつくったというのは、自然環境を生かした、家族や小グループが楽しめる観光、レクリエーションの場を確保し、町民の健康づくり及び福祉の増進を図るということが、共に、観光の振興というのはありますが、メインは町民の健康と福祉の増進に役立つ施設というのが大きな目的なわけです。営業でもうけたらいい施設ではありませんよ、公の施設は特に。そういうのはしっかりと捉えて、町長のもう少しこの施設の今後の取組姿勢を町民にも知らせてほしい

し、せつかくのあれは自然環境の中で生かされた施設です。子どもの遊び場もほとんどありません。じゃあ、お年寄りがあそこへ行って散策するといっても、きれいな場所もたくさんあります。

そういった意味を受けて、やっぱり地域の方にも利用してもらえるような施設を町長にはしっかりと持ってもらいたいなということをおっしゃいます。

それと、事業所というのは、町長、非常にあいまいですよ、町長の答弁は。なぜかと言うと、東京都や政令都市には事業所税というものをかけていますよ。私が、これが事業所だろう、行ってみて、ああ、これは事業所じゃろう、そんなのが問題ではありませんよ、法的には。定義があります。定義を、私自身、広辞苑を調べましたが、広辞苑には事業所は載っていません。たまたま、スマホを見て、友達に調べてもらいました。その資料がありません。

一つはこういうことでした。従業者と設備を有し、持って、今回、会社ですよ、会社が従業員と設備を自分が持って、サービスを継続的に行う場所を事業所という、という定義がスマホでは出ていました。それが事業所です。行ってみてこれは事業所じゃないが、そんな程度ではありませんよ、町長。特に条件、ここに付しているのは、そういう意味があるですよ。制約をかけてもらうんですよ。もう少しやっぱりそこら辺の選定をしっかりとしないと町民は許しませんよ。

ちょっと興奮しました。すみません。

というのは、不思議に思ったのは、広域圏内に代表者が住所を持っちゃったら、どこであれ、外国であれ、事業をやっていたら構わんという一つの条件がありますよね。一方では、事業所は広域圏内に持っちゃかないかんですよ。二つの条件ですよ。住所さえ、代表者が、この四万十町、津野町、梶原町、中土佐町、須崎市にあったら、どこで事業を展開しようが構いませんという一つの条件。一方では、事業所は広域圏内なら要りませんよ、高幡広域でないと。非常に整合性がとれていませんよ。そしたら、どこで、住所さえあったらどこで事業をやってもいい。一方では、近くに住所があったらいいだろうというさっきの町長の答弁でした。だから、二つの条件がマッチせんがですよ。つり合わんがですよ。そこが一つ疑問がありました。だから、事業所とは何ぞやと聞きました。それは町長や執行部が判断するものが事業所ではありませんよ。定義があります。

だから、この、今度指定しようとするJPTツアージャパン、これが事業所がどこにあるかということです。言っときますが、この会社は今先ほど言いましたように、2か所の指

定管理はしています。その、もしや、広域圏内に事務所が、事業所が確かにあれば私は何とも思いません、条件を満たしていますが。指定管理している場所が事業所じゃとかそういう認定をされているのがやったら大間違いということを私は思いましたので、質問しました。答弁、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） まず一点目のその条例との整合性ということでございますが、確かに条例には今、議員がおっしゃられたような目的が書かれております。指定管理者を公募するに当たりましては、まず今回の場合は昨年の6月に議員の全員協議会のほうにおいて、今年度末に指定管理の期間が切れる施設を提示させていただいて、このうち、これとこれについては指定管理者、これとこれというのがウェル花夢とふるさと交流センターになるんですけど、そういったことで前の総務常任委員会との話し合い、協議を受けて、そちらのほうをご説明をさせていただいて、全員協議会のほうでご承認、そちらのほうで報告させていただいて、今回の公募に至ったというふうなことになるっております。

確かに、議員のおっしゃられるように、それは違うというふうなことになるでありましたら、今回はもうこういったことで候補者も決まっておりますので、次回の公募の際にもまた指定期間が満了する日の属する6月の議会の全員協議会のほうでそういった話をさせていただきたいと思いますので、異論とかが当然あるかと思っておりますので、そのときに提案をいただいて、そういった提案のほうがあるということであれば、また持ち帰って協議もしたいというふうに考えます。

先ほどの住所ですが、個人の住所があればどこで何をしようともいいんじゃないかといったようなお話やったと思いますけど、ここで個人の住所を求めているというのは、8番議員の先ほどの質問にもありましたように、町内で事業をしてなくても、今からそれやってみたいという人がおるんですよね。そういう人のために、救済ではないですけど、そういった人らも手を挙げられるように町内に住所を有する個人と、住所を有する方というふうなところで拡大してやっておるというふうにこちらのほうは考えております。

事業所の定義についてになりますけど、それこそ顧問弁護士のほうに確認したところ、議員おっしゃられましたように、事業所についてはこうでないと事業所であるといったものの定義はないといったようなことから、今回は中土佐町のほうに指定管理をしている施設がある、その中に当然事務所もあるだろうということで、そこら辺を勘案しまして、排

除の方針じゃなくて、できるだけ受け入れられるような体制で、これはそういったことでいいんじゃないかというふうに、局のほうで判断をされましたところから、今回候補者と、それと応募者ということで受け入れたということになっております。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 先ほど事業所ということでしたが、中土佐町のほうに大野見神母野659番地に四万十源流の里というところがありまして、そちらで事業を行っております。当然ながら法人税等もこちらのほうは納めておるということですので、事業所としての決定をしました。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ちょっと総務課長の答弁と大正地域振興局の課長の答弁分かりませんが、今、大正地域振興局長が言うのは、四万十源流の里の中にあるということですか。私が聞いたのは、今先ほど言いましたように、指定管理で今、この会社はやってますよね。この源流の里、管理運営をしてますね。その中に事業所があるがですか。事業所として、その点。最後になりますが。

ただ、私が言いたいのは、指定管理している場所が事業所として認められるかどうかという問題です。じゃあ、現在、大正のウェル花夢、エコロジー四万十株式会社が運営しています。本社は希ノ川にあります。会社として事務所もあります。多分登記もしているんでしょう。じゃあ、今のエコロジー四万十は、ウェル花夢、あそこで管理運営しています。あそこを事業所として認めるかどうかですよ。事務所はありますよ。管理運営事務所はありますよ。事務所イコール事業所とは違いますんでね。それを、大正地域振興局長がそういう認識で事業所として位置付けしているのが私は理解できません。事業所税がかかるというのはその点なですよ。市以外はかかっていませんよ。都と市以外は、政令都市以外は。事業所税をかけるのはそういう事業所があり、もうけを発生する場所なですよ、事業所というのは。ただ単に事務所があるは違いますよ。ウェル花夢にしろ、四万十源流の里にしろ管理運営をする事務所です。町の所有です。それを使用させているだけです。それを事業所と呼ぶのかどうなのかが私、ずっと疑問に思っていたので、三回目の質問をしますが、条件にそれが加わっています。ただ、自分がそう思う。ああここは事業所ではないという判断ではないですよ。

総務課長は答弁で、いや、今後、この圏内にある人の代表者が事業をするかもしれない

というのは、今後の問題です。今回は条件がこれじゃないといかん、代表者の住所は高幡広域圏内にないといかんという条件付きですよ。将来事務所を持ってほしいなという条件じゃありませんよ。言ったのは、この圏内に、例えば私がある会社を経営しています。住所は四万十町にあります。事業展開は東京やアメリカやフランスでやっています。それでもオッケーな가요すよね、これは、この読み方は。一方では、事業所は圏内にないといかん。そんな条件って、じゃあ、こんな高幡広域圏内で事業を展開したり、全国に公募をかけたと一緒に条件じゃないかというのが私の見方な가요すよ。

だから、事業所というのは大きな条件に入っていますので、この会社は事業所はどこにあるのかというのがずっと、要領をもらったときから疑問に思っていましたので、正確に答弁をいただかないと私はこの指定管理は納得できません。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 先ほど来、事業所についての概念といひますか、事業所については議員お持ちの申請資格書の中にありますように、事業所を有する団体ということで、ここでいう事業所については、やはりいわゆる経済活動、そういったそのものが確認されるということが必要であります。確かに四万十源流の里でこのJPTにつきましては、先ほど私のほうからも申し上げましたように、海外からのお客様を迎えて、それから地域との交流活動の林業の体験活動、そういったことをやっております。国際交流の一環という位置付けを行っておりますので、そういう事業実績から見て、事業所に該当をするという判断であります。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午後 2 時53分 休憩

午後 3 時05分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど12番議員の質問に対して執行部より追加の答弁がありますので、これを許可します。

大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 先ほどどうも説明不足の点がありまして、申し訳ありません。

事業所のところですが、大野見神母野659番地に事業所がありまして、四万十源流の里は652番地ということで、事業所と四万十源流の里は別でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、許可をいただきましたので、反対討論を述べたいと思います。

別に原稿も構えていないのですが、先ほどから4議員がいろいろ質疑をされました。内容については各議員もう共有されておりますし、執行部の皆さんも共有されておると思います。

冒頭申し上げるわけでありますが、前回12月、同様な道の駅の関係のいわゆる指定管理の話がありまして、選定委員会については非常に当時の混乱を受けて、今回、非常に内容について選定委員の構成メンバー等、非常に改善をされておりますので、それについては何ら申し上げることはありませんので、まずそれは申し上げておきたいと思います。

まず、いろいろな話の中でありましたように、この四万十町のオートキャンプ場ウェル花夢というところではありますが、旧大正町時代から設立をされて、地域の中で運営をされてきております。12番議員が言ったとおり、初期の目的については地域の健康や増進を図るためといったところと交流を図っていくという思いで、旧大正町時代も運営をされてきておりますし、それを受けてエコロギー四万十が平成18年からでしたか、指定管理を受けて12年経過をして一生懸命やってきた経過があります。

ただ残念ながら現在受けておられるエコロギー四万十、今回については応募はしないという内容になっております。いろいろな条件があったようではございますけれども、やはり今まで一生懸命やってきた中でこれだけは申し上げたいんですが、行政の受け止め方、もう少し管理者との協議がうまく図れてなかったといったところの喪失感といったところがあったようにも聞いております。ですから、今後もそういった意味合いのことが起きないような状況も踏まえて申し上げるわけであります。

だんだんの話にありますように、地域のための地域の施設でありますので、今回、地域

の2者が名乗りを上げました。1者はまた町外というところになるわけではありますが、私も反対する一番の理由は、やはり町内の施設を町内の業者がしっかりと地域の皆様のためにやっていくというのが最善の指定管理のあり方だと思っております。今回もこの町内の第二番目の次点となっている業者の内容も、運営の計画を見ますと、やはり生態系トラスト協会あるいは商工会、それから観光協会、それからボランティアグループ結といったところの、やはり地域の現一生懸命やられているところのグループ、あるいは団体と一緒に盛上げていこうという思いが非常に伝わってきております。そういった意味合いで準備もされてきておったようでもありますし、結果をあければ、その団体からは非常に喪失感が漂ったようなお話も聞いております。

やはり、本来の目的はそういう意味合いでありますので、冒頭いろいろな話の中にありましたように、やはり今回これを指定管理をする、公募をする、プロポーザルするという段階でもう少し行政としても地域に根差したような応募体制のつくり方をもう少し勘案してもらいたいなといったところがあります。

加えて、今回のこの審査内容について、やはりこれはオーストラリアですね、ゴールドコーストですかね、本社があるという、いわゆる外資団体であります。愛媛県の久万高原、あるいは中土佐町大野見等々あたりも指定管理を受けてまだ5年あるいは4年ぐらいの経過の団体でありますし、まだまだ実績といったところは、先ほど副町長がおっしゃった部分もあるんですが、やはり見えない部分もあります。

そういった意味合いも含めて、不安定要素があるということも挙げながら、やはり地域の団体をまずは優先していくべき案件ではなかったかなという思いはあります。

それから、合わせて、今回この経緯の中でやはりもう少し総務常任委員会等との付託をしていただいて、新しい県外の業者からも付託があるといったようなところも聞き、事前の段階でお伺いをしておくような時間設定があったら、今回みたいなこういったまた混乱が起きなかったかなという思いがあります。

そういった意味合いで、今回の審査内容全般を含めて、今回の案件については私は反対をいたしたいと思います。どうか皆さん、十分にご審査を願いたいと思います。

以上であります。

○議長（下元昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに討論をする方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第1号四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立少数です。賛成者、酒井祥成君、槇野章君、緒方正綱君、武田秀義君、吉村アツ子君、堀本伸一君の6人であります。したがって、議案第1号は否決されました。

暫時休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されました。その写しを配付しております。

お諮りします。

議会運営委員長から提出されました閉会中の継続調査の申出についてを急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の申出については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 追加日程第1、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成31年第1回四万十町議会臨時会を閉会します。

午後3時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会臨時議長

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員